

渋川市訓令第 2 号

渋川市長が定める歴史的公文書選別基準を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 1 2 日

渋川市長 高 木 勉

渋川市長が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、市長における渋川市公文書等の管理に関する条例（令和元年渋川市条例第 2 3 号）第 6 条第 5 項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第 2 条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

(1) 市（合併前の市町村を含む。以下同じ。）の組織及び機能並びに政策の検討経過、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書

(2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書

(3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書

(4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

(5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる公文書

ア 市の全域的な状況を把握できるもの

イ 長期的・継続的に地域の歴史がわかるもの

ウ 市の特色ある事象が明確になるもの

エ 文書の残存が少ない時期（昭和 2 9 年 3 月 3 1 日以前）のもの

(選別基準)

第 3 条 前条の基本的な考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
----	--------

1	市の総合計画及び基本方針に関するもの
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの
3	市の廃置分合、境界変更及び行政区画に関するもの
4	市の沿革に関するもの
5	条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
6	議案、報告その他の市議会に関するもの
7	叙勲、褒賞及び市表彰に関するもの
8	諮問及び答申に関するもの
9	市長等の事務引継に関するもの
10	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの
11	公有財産の取得、処分等に関するもの
12	公共施設の建築等の事業実施に関するもの
13	予算及び決算に関するもので重要なもの
14	市の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
15	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの
16	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの
17	訴訟等に関するもので重要なもの
18	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの
19	不服申立てに関するもので重要なもの
20	附属機関等に関するもの
21	調査研究、統計等に関するもので重要なもの
22	制度又は組織の新設又は改廃に関するもの
23	市の行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの
24	前各項に掲げるもののほか、前条第5号に該当し、歴史的価値があると認められるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

渋川市長が定める歴史的公文書選別のための細目基準

渋川市長が定める渋川市歴史的公文書選別基準（令和3年渋川市訓令第号。以下「基準」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

1 方針

過去における渋川市の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責務を全うできるようにするため、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

2 選別される歴史的公文書

番号	公文書の区分	選別する文書	例示
1	市の総合計画及び基本方針に関するもの	市の総合計画、基本方針等の企画、立案及び施行に関する文書	総合計画及びその市民意見公募に関する文書
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの	市の重要な事務及び事業の計画及び実施に関する文書	ア 新市建設計画、一般廃棄物処理基本計画及びその市民意見公募に関する文書 イ 高齢者基本計画等の基本計画の策定及びその市民意見公募に関する文書 ウ 広域行政に関する文書
3	市の廃置分合、境界変更及び行政区画に関するもの	市の廃置分合、境界変更及び行政区画に関する文書	合併、市境、行政区域、行政センター所管区域及び住居表示に関する文書

4	市の沿革に関するもの	市の沿革に関する文書	市史、市章、市の歌・木・花・鳥・色制定・市民憲章制定に関する文書
5	条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの	条例、規則、告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書	条例原議、規則原議、告示原議並びに訓令等原議及びその市民意見公募に関する文書
6	議案、報告その他の市議会に関するもの	市議会の議事に関する文書	議案原議
7	叙勲、褒賞及び市表彰に関するもの	叙位、叙勲及び褒章の上申に関する文書並びに市長表彰等重要な表彰に関する文書	国、県及び市表彰に関する文書
8	諮問及び答申に関するもの	諮問及び答申に関する文書	附属機関に係る諮問・答申に関する文書
9	市長等の事務引継に関するもの	市長等の事務引継に関する文書	市長及び副市長の事務引継に関する文書
10	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの	職員の任免及び賞罰に関する重要な文書	特別職の任免並びに職員の分限及び懲戒に関する文書で重要なもの
11	公有財産の取得、処分等に関するもの	公有財産の取得、処分等に関する文書	財産に関する調書、土地、建物及び重要物品の取得、処分等に関する文書

1 2	公共施設の建築等の事業実施に関するもの	公共施設の建築等の事業実施に関する文書	公共施設の建築等に関する基本計画、実施計画及び計画の策定経過、各種調査、許認可及び住民説明会に関する文書
1 3	予算及び決算に関するもので重要なもの	予算に関する重要な文書及び決算に関する重要な文書	予算編成、決算報告及び財務諸表に関する文書
1 4	市の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの	市の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関する重要な文書	政策戦略会議、庁議等に関する文書
1 5	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定、改正及び廃止に関する文書	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定、改正及び廃止に関する原議
1 6	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの	許認可等の行政処分に関する重要な文書	地域の環境又は市民の生活に顕著な影響を与える土地利用の変更、施設の設置及び法人の設立に関する文書
1 7	訴訟等に関するもので重要なもの	訴訟等に関する重要な文書	判決、和解、損害賠償額の決定及び訴訟経過に関する文書
1 8	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの	請願、陳情、要望、公聴等に関するもので重要な文書	請願、陳情等に関する文書、市長への投書箱及び市政懇談会に関する文書

	なもの		
19	不服申立てに関するもので重要なもの	不服申立てに関する重要な文書	審査請求に関する文書
20	附属機関等に関するもの	法令又は条例に基づく審議会等に関する文書で、市の施策の実施に係る基本的姿勢又は方向性に影響を与えたもの	左記に該当する審議会等の会議録、会議資料等
21	調査研究、統計等に関するもので重要なもの	調査、研究並びに統計及び統計の結果に関する重要な文書	市が作成する調査結果報告書、研究成果に関する文書及び統計書
22	制度又は組織の新設又は改廃に関するもの	市の重要な制度の新設、改正若しくは廃止又は組織・機構の見直しに関する文書	行政制度、行政組織及び職員定員に関する文書
23	市の行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの	市における行事、出来事、市政又は市民生活に関する重要な文書	ア 記念式典、姉妹都市・友好都市、市民まつり、災害支援及び感染症対策に関する文書 イ アに関して記録した広報等
24	前各項に掲げるもののほか、基準第2条第5号に該当	1から23までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認められる文	1から23までに例示されている文書以外のもので、歴史的価値がある文書

	し、歴史的価値があると認められるもの	書	
--	--------------------	---	--

3 適用期日

この基準は、令和3年4月1日から適用する。